○農林水産省告示第千百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年五月二十三日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　滋賀県犬上郡多賀町大字河内字奥山七四三の一五〇・七四三の一五一・七四三の一五六・七四三の一五七・七四三の一五九・七四三の一六〇・七四三の一六三・七四三の一六五・七四三の一六八から七四三の一七〇まで（以上十一筆について次の図に示す部分に限る。）、七四三の一五二から七四三の一五五まで、七四三の一五八、七四三の一六一、七四三の一六二、七四三の一六四、七四三の一六六、七四三の一六七

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を滋賀県庁及び多賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年五月二十三日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　秋田県北秋田郡上小阿仁村五反沢字八森沢三の三から三の五まで、五、一〇の一、一二、一五、一七、一九、二一、二二、二四、二五、二七、二九、三一から三三まで、四七、五〇、九六の一、九六の二、九六の四

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字八森沢五・一〇の一・一二・三二・九六の一（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁及び上小阿仁村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年五月二十三日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　秋田県大仙市南外字下荒沢一九〇の一、一九七、一九九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字下荒沢一九〇の一・一九九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁及び大仙市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年五月二十三日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　愛知県岡崎市鳥川町字上ノ入二七から三〇まで、三二、三三の一、三四から三六まで、三八から四一まで、四二の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛知県庁及び岡崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年五月二十三日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　三重県熊野市神川町神上字九瀬又四〇六から四〇八まで、五郷町桃崎字中峯一八一七、飛鳥町野口字正傳二一五、二一五の一、二一五の二、字雨東谷四二五から四二九まで、四三一の二、四三五の一、字梅ケ谷五〇一、五〇一の一、字柿木峪五一三、字ツキノ木原五一八、五一九、五一九の一、五四三から五四五まで、字登り坂五三七の一、五八八の一、五八八の三、五八八の四、五九二、五九二の一、五九二の二、五九三、飛鳥町小阪字高更一〇五七から一〇五九まで、神川町柳谷字滝ノ峪六五、八六、紀和町和気字下田長八の三、一三の一、一三の二、一七から二〇まで、字ふケ二二、二三の一、二三の二、二三の四、二四の二、二四の四、二五の一から二五の三まで、二五の五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県庁及び熊野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年五月二十三日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　鹿児島県薩摩川内市祁答院町下手字戸高野四五〇七、四五三五

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び薩摩川内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年五月二十三日

農林水産大臣　齋藤　健